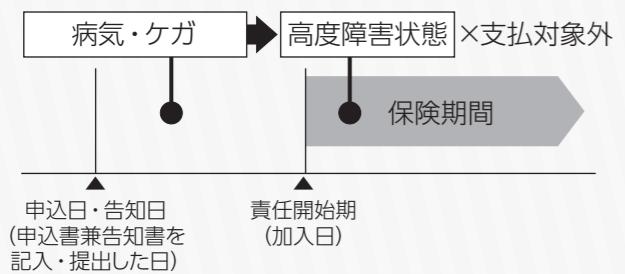


4. 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期（加入日*）前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

高度障害保険金の例



■責任開始期（加入日*）から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

■上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

生活年金共済（P5）

5. 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。（ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>）

6. ご照会・ご相談窓口

加入手続き等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口
明治安田生命保険相互会社
公法人第四部 法人営業第一部
ご照会窓口 045-253-3431
受付時間 平日（土曜・日曜・祝日・年末年始は除く）9:00～17:00

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社
団体保険ご照会窓口
0120-661-320
受付時間 平日（土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く）9:00～17:00

■この制度に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>）

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

7. 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

■保険金・給付金などのご請求は、団体（ご契約者）経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

第41回

生活年金共済のご案内

（年金払特約付障害特約付団体定期保険）

第41回の新規加入・変更の申込みを受け付けます。

申込みは年に一度、この時期だけです。

募集期間：令和6年9月18日～令和6年10月11日 保険期間：令和7年2月1日～令和8年1月31日

「生活年金共済」は、横浜市立学校教職員互助会（以下「互助会」という。）の会員相互扶助を目的に、互助会会員（※）とその配偶者だけが加入できる1年更新の団体定期保険です。

※横浜市立学校教職員互助会の会員（ただし、育児休業代替任期付職員及び臨時の任用職員を除く）で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年2月1日現在満14歳6ヵ月を超える満80歳6ヵ月までの方

第41回（令和7年）のポイント

① 会員全ての方が加入できます。

再任用会員の方についても、新規加入・増額のお手続きができます。

（ただし、育児休業代替任期付職員及び臨時の任用職員を除く）

② 保険料は年齢にかかわらず一律です

第40回 生活年金共済の例

加入対象区分	申込金額	死亡・高度障害のとき (死亡・高度障害保険金)	障害状態 (障害年金1級)のとき (障害保険金)	障害状態 (障害年金1級・2級)のとき (障害初期給付金)	月額保険料(概算)
本人(15～64歳)	300万円	300万円	300万円	30万円	1,794円
本人(65～80歳)	300万円	300万円	対象外	対象外	1,650円
配偶者(18～70歳)	300万円	300万円	対象外	対象外	1,650円

制度の特長

- 死亡・高度障害・障害状態（障害年金1級）の場合、死亡・高度障害・障害保険金を（一時金または年金として）お支払いします
- 障害状態（障害年金1級、2級）の場合、障害初期給付金をお支払いします
- 配当金の還付 1年ごとに収支計算を行い、剩余金が生じれば配当金としてお支払いします。
- お手ごろな保険料で大きな保障 加入規模が大きくなると保険料がお手ごろになります。
- お申込みは、簡単な手続きで医師等の診査は不要（告知書扱）です
- 1年ごとにコースの見直し可能 生活設計に合わせて毎年変更ができます。



※【契約概要】【注意喚起情報】はP6～P7に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

責任開始期
(加入日)

令和7年2月1日（土）

申込締切日

令和6年10月11日（金）

横浜市立学校教職員互助会

（お問い合わせ）明治安田生命保険相互会社 公法人第四部 法人営業第一部 TEL045-253-3431（担当 救仁郷・熊谷）
受付時間：9:00～17:00（土日祝除く）

意向確認【ご加入前のご確認】

生活年金共済は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

仕組み・保険金支払状況・加入資格

保障内容・申込金額と保険料

受取方法・申込方法・退職予定の方へ

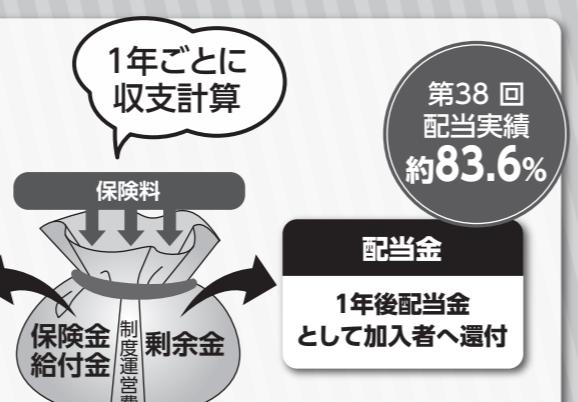
お取扱いについて

契約概要・注意喚起情報

制度の仕組み



年金原資(遺族に年金支給)
過去5年の給付状況
お支払い件数 12件
お支払い金額 7,650万円
※詳しくは下記の保険金支払状況をご確認ください。



この保険は1年ごとに収支計算を行い、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。
配当率は、今後変動することがありますので記載の配当金額は将来のお支払いを約束するものではありません。
配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

保険金支払状況

平成31年度(第35回)	令和2年度(第36回)	令和3年度(第37回)	令和4年度(第38回)	令和5年度(第39回)
2件 2,100万円	2件 600万円	3件 3,300万円	1件 60万円	4件 1,590万円

加入資格

本人…横浜市立学校教職員互助会の会員（ただし、育児休業代替任期付職員及び臨時の任用職員を除く）で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年2月1日現在満14歳6ヶ月を超え、満80歳6ヶ月までの方
配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年2月1日現在満17歳6ヶ月を超え、満70歳6ヶ月までの方

【告知内容】
本人【現在の就業状態】
申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。
配偶者【現在の健康状態】
申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。
本人・配偶者共通【過去12ヶ月以内の健康状態】
申込日（告知日）より起算して過去12ヶ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上の入院をしたことはありません。

《別表》
がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。

告知の対象とならない事項

- 医師による治療として処方されたものではなく健康増進のための市販のビタミン剤の服用
- 歯科医師による虫歯の治療
- 手術により完治した急性虫垂炎
- 完治後のかぜ
- 色覚異常
- 現在治療をうけていない花粉症・水虫
- 妊娠中および分娩後で定期健診のみ受診

保障内容

- 死亡・高度障害・障害状態（障害年金1級）の場合、死亡・高度障害・障害保険金を（一時金または年金として）お支払いします
- 障害状態（障害年金1級、2級）の場合、障害初期給付金をお支払いします

申込金額と保険料

【加入対象区分：本人・配偶者】

加入対象区分	申込金額	死亡・高度障害のとき（死亡・高度障害保険金）	障害状態（障害年金1級）のとき（障害保険金）	障害状態（障害年金1級・2級）のとき（障害初期給付金）	月額保険料（概算）
本人 (15~64歳)	2,400万円	2,400万円	2,400万円	240万円	14,352円
	2,100万円	2,100万円	2,100万円	210万円	12,558円
	1,800万円	1,800万円	1,800万円	180万円	10,764円
	1,500万円	1,500万円	1,500万円	150万円	8,970円
	1,200万円	1,200万円	1,200万円	120万円	7,176円
	900万円	900万円	900万円	90万円	5,382円
	600万円	600万円	600万円	60万円	3,588円
	300万円	300万円	300万円	30万円	1,794円
	100万円	100万円	100万円	10万円	598円
配偶者 (18~70歳)	600万円	600万円	対象外	対象外	3,300円
	300万円	300万円	対象外	対象外	1,650円
	100万円	100万円	対象外	対象外	550円

加入対象区分	申込金額	死亡・高度障害のとき（死亡・高度障害保険金）	障害状態（障害年金1級）のとき（障害保険金）	障害状態（障害年金1級・2級）のとき（障害初期給付金）	月額保険料（概算）
本人 (65~80歳)	2,400万円	2,400万円	対象外	対象外	13,200円
	2,100万円	2,100万円	対象外	対象外	11,550円
	1,800万円	1,800万円	対象外	対象外	9,900円
	1,500万円	1,500万円	対象外	対象外	8,250円
	1,200万円	1,200万円	対象外	対象外	6,600円
	900万円	900万円	対象外	対象外	4,950円
	600万円	600万円	対象外	対象外	3,300円
	300万円	300万円	対象外	対象外	1,650円
	100万円	100万円	対象外	対象外	550円

※保険料は年齢に関係ありません。
※記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヶ月以内に算出し概算保険料と異なる場合は初回に遡って精算致します。
※本人について定められた死亡保険金・高度障害保険金・障害保険金のいずれかが支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。
※配偶者の加入はできません。本人とセットでご加入ください。
※配偶者の保険金額は600万円まで、本人と同額またはそれ以下の金額でお申込みください。(配偶者の方は令和7年2月1日現在満17歳6ヶ月を超え、満70歳6ヶ月までの方が新規加入できます。)
※本制度は主契約（団体定期保険）と特約（年金払特約・障害特約）をセットしたものです。
※死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

・障害保険金、障害初期給付金は本人のみ保険の対象となります。
・障害保険金、障害初期給付金は64歳までが保険の対象となります。
・障害保険金、障害初期給付金は保険期間中に公的障害年金の受給権を取得した場合に保険の対象となります。(脱退後に受給権を取得してもお支払いできません。)
・死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。
・障害保険金が支払われた場合はこの保険は脱退となります。
・障害初期給付金のお支払いは1回限りです。
・高度障害保険金をお支払いし、脱退となった後に公的障害年金の受給権を取得しても障害初期給付金は支払われません。
・障害初期給付金が支払われた後に増額されても障害初期給付金は保険の対象となります。

保険金等のお支払について、該当ページに詳細が記載されています。必ずご確認ください。

受取方法

保険金受取は①一時金、または②年金形式

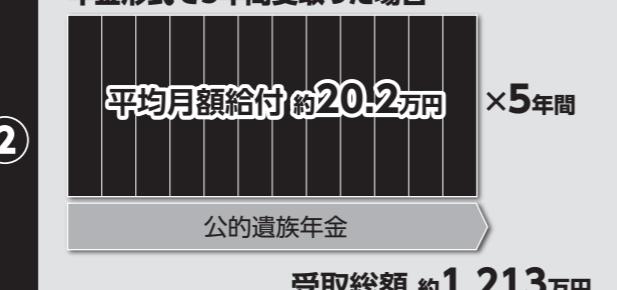
本人 1,200万円加入の場合

当面の遺族の生活建て直し資金として一時金で受取った場合

①

年金原資 1,200万円

年金形式で5年間受取った場合



②

※年金開始後の配当金がある場合には、増加年金の貢増に充当します。

※年金受取期間は年金受取人の希望により5年以上25年以内で選択できます。但し、年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。

※詳しくはP.4「年金払特約」をご覧ください。

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

申込方法

新たにご加入を希望される方

告知内容をご確認のうえ、申込書に必要事項を記入・押印して提出してください。
(医師等の診査は不要です。)

※保険料は給与控除となります。

現在ご加入の方

前年度と同じ内容で継続加入となります。(自動更新のため、手続き不要)
変更(増額、減額、脱退等)の方は、申込書を提出してください。

提出先

学校メール便で互助会へ提出してください。

退職予定の方へ

●第37回より、再任用会員の方についても、新規加入・増額のお手続きができるようになりました。

●上記以外で、退職日直前に2年以上継続して「生活年金共済」に加入していた方は、退職後に「リレー定期保険」に、無告知・無診査で加入することができます。

※現職中の加入保険金額の範囲内で200、400、600、800万円から選択してください。

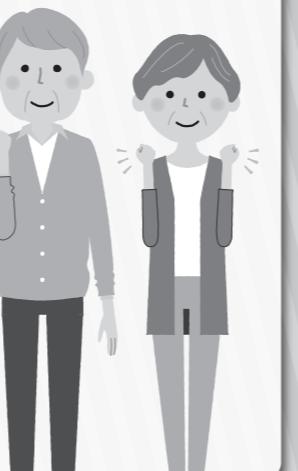
生活年金共済を100万円コースでご加入いただいている方は加入できませんのでご注意ください。

※退職の3ヵ月前までに連絡が必要です。

※2年以上継続してご加入いただいている定年退職予定の方には詳細を、別途パンフレットでご案内します。定年退職以外の方は退職される3ヵ月前までに直接明治安田生命にお問合せください。

(045-253-3431)

※記載の保険商品について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。



生活年金共済のお取扱いについて

保険期間

1年間(令和7年2月1日～令和8年1月31日)で以後毎年更新します。保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。

保険料

毎月の保険料は給与控除となります。(初回は2月より)
※給与控除できない等、2ヵ月続けて払込ができない場合は、失効となり次回更新日まで加入できません。

配当金

この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。
なお、配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
※中途脱退した場合(失効・退会)は配当金の還付はありません。
※1月分保険料が未納の場合は配当金の計算ができないため配当が支払われなくなりますので、振替依頼書等で納付されている方は、特に未納にご注意ください。

高度障害

◎高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(※)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。

(※)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

- 高度障害状態とは
- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
 - 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 - 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
 - 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

継続加入の取扱い

一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金額以下で継続加入できます。なお、更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。

税法上の取扱い

・保険料の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。

・本人の死亡保険金は法定相続人数×500万円まで非課税です。

※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。

・本人が受取る配偶者の死亡保険金は、一時所得として課税されます。

※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。

・また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。

・高度障害保険金・障害保険金・障害初期給付金は非課税です。

税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

年金払特約

1. 年金の種類と型

- 年金支払期間は、支払請求時に5年以上25年以内で選択いただきます。(増増型確定年金です。)
- 基本年金額は毎年、増増いたします。(増増率単利5%)

2. 配当金

- 年金支払開始後の配当金は、増加年金の貢増に充当します。

3. 年金受取人

- 保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
- 支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。

4. 年金のお支払い

- 年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
- 年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。
- 年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。

5. 年金の対象となる保険金

- 団体定期保険の主契約保険金、障害保険金および障害初期給付金(注1)の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。

(注1) 障害初期給付金の年金払は、高度障害保険金または障害保険金が同時に支払われ、かつその全部が年金払となる場合のみお取扱いします。

保険金のお支払い

●死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(※)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合に該当する場合に支払われます。

(※)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

障害保険金、障害初期給付金については、この特約の加入日(※)以後の傷害または疾病を原因として、障害保険金は保険期間中に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級の障害状態に該当し、国民年金法による障害基礎年金または厚生年金保険法による障害厚生年金のいずれかの受給権を取得した場合に死亡保険金額と同額、障害初期給付金は保険期間中に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級もしくは2級の障害状態に該当し、国民年金法による障害基礎年金または厚生年金保険法による障害厚生年金のいずれかの受給権を取得した場合に死亡保険金額の1割相当額を高度障害保険金受取人に支払います。ただし、障害初期給付金の支払は、更新前の保険期間を含めて1回を限度とします。

(※)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

※保険期間中の発症でも受給権の取得年月が保険期間終了後の場合は保障の対象となりません。

※公的障害年金制度に関する法律等の改正が行なわれた場合には、当会社は、主務官庁の認可を得て、支払事由、保険料その他のこの特約の内容を変更することができます。

※特約の締結時(特約が更新された場合は最後の更新時)における公的障害年金に関する法律等に連動した給付を行います。

※重い障害が残っているものの、所定の要件を満たさず障害基礎年金または障害厚生年金のいずれかの受給権を取得できない場合(具体的には、次の①から③のいずれかに該当する場合)については、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」等に基づき、対象となる障害状態に該当するかを当社にて判断いたします。

①初診日の前日において、初診日の属する月の前々までの被保険者期間に3分の1以上の保険料滞納期間がある場合

②初診日が60歳以上65歳未満、かつ公的年金の被保険者でない場合で、老齢年金の繰上げ受給後に障害認定日が来る場合

③社会保障協定が締結され、年金の二重加入防止が図られている国の外国人で、一時的な派遣(通常5年まで)のために日本の年金制度への加入が免除となる場合

●引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。（すでにお払いいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。）

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき（告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなることがあります。）
- 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
- 1. 死亡保険金について
 - ①被保険者が加入日（*）から1年以内に自殺したとき（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。）
 - ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき
 - ③戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。）
- （*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。
- 2. 高度障害保険金、障害保険金、障害初期給付金について
 - ①被保険者の故意によるとき
 - ②契約者または高度障害保険金受取人・障害保険金受取人・障害初期給付金受取人の故意によるとき
 - ③戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。）

お支払い できな い場合 について (解除・免責等)

保険会社から のお願い・ご注意

個人情報 に関する取扱い について

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>）をご覧ください。

なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

※相互会社においては、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

※この制度は、生命保険会社と締結した、年金払特約付障害特約付団体定期保険契約に基づき運営します。

引受会社 明治安田生命保険相互会社

契約概要・注意喚起情報【生命保険】

生活年金共済（年金払特約付障害特約付団体定期保険）

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み（新規加入・増額）ください。

契約概要および注意喚起情報に記載されている生活年金共済は、団体定期保険を指します。

契約概要【ご契約内容】

1. 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

2. 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い（支払事由）

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
生活年金共済	P1	P4	P1	P4

3. 配当金

生活年金共済は1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

4. 脱退による返戻金

生活年金共済は、脱退（解約）による返戻金はありません。

5. 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

（*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

1. お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期（加入日*）前のお申込みの取り消し等について本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

2. 告知に関する重要事項

■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

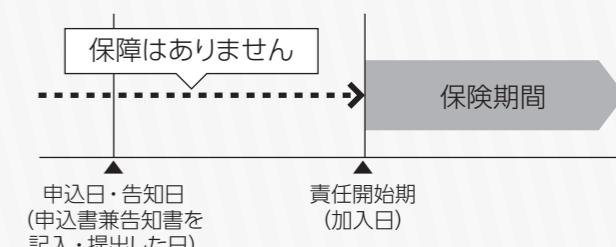
■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。

■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

3. 責任開始期（加入日*）

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社がご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期（加入日*）といいます。次の図のとおり、責任開始期（加入日*）は申込日・告知日（申込書兼告知書を記入・提出した日）とは異なります。

新規加入の例



■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。